

東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター
に置かれる部門の組織を定める内規

令和4年3月10日 制定

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター規則第6条第2項に基づき、駒場アカデミック・ライティング・センター（以下「センター」という。）に置かれる部門の組織を定めるものとする。

第2条 センターに、次に掲げる部門を置く。

日本語教育部門

英語教育部門

第3条 部門に、部門長を置く。部門長は、部門の業務を総括する。

2 部門長は、センター長が指名する。

第4条 部門に、副部門長を置くことができる。副部門長は、部門長の職務を補佐する。

2 副部門長は、部門長が指名し、センター運営委員会の議を経る。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。